

平成28年度ボランティア保険のご案内

ボランティア活動中の事故に備えるために、ボランティア保険があります。
安心して活動を行えるよう、自分に必要な保険を選択し、加入することをおすすめします。

◇ ボランティア保険の種類

	保険の種類		加入対象者	掛け金	補償対象となる内容
1	ボランティア活動保険	基本プラン	ボランティアセンターに登録している個人ボランティアとボランティアグループ会員	Aプラン 250円 Bプラン 300円 Cプラン 350円	①被保険者がボランティア活動中の事故によりケガをした場合(傷害事故) ②被保険者がボランティア活動中の事故により他人にケガをさせたり、他人のものを破損したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合(賠償事故)
		天災プラン ※天災による事故も補償		Aプラン:330円 Bプラン:400円 Cプラン:480円	
2	ボランティア行事用保険		ボランティアセンターに登録しているボランティアグループ	1日1人30円から	※ 3 安城市ふれあい補償制度は保険対象がその他の保険に比べて限定的です。
3	<u>安城市ふれあい補償制度</u>		<u>ボランティアセンターに登録しているボランティアグループ会員</u>	無料	
4	福祉ふれあい活動総合補償	在宅福祉サービス総合保険	地域福祉・在宅福祉サービスを行う団体・社会福祉施設	詳細は資料をご請求ください。 (連絡先: Tel 77-2941)	
		移送サービス保険	移送サービスを行う団体・社会福祉施設 ※車に対してかけるものと、活動者と利用者に対してかけるものがあります。		

※すべての保険は、安城市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録をしていることが加入の条件になります。

※1のボランティア活動保険について

- ・市外の方も加入できます。
- ・A・B・Cプランの中からプランを選べます。
- ・個人登録及びグループ登録に記載されていない内容のボランティア活動をする時は、事前にボランティアセンターへ届け出てください。届出の無い場合補償の対象外となる場合があります。

※2のボランティア行事用保険について

- ・主催するボランティアのみでなく、参加者も被保険者となります。ただし、参加者を主催者側が名簿で把握できている場合に限りです。
- ・宿泊を伴う行事では、掛け金が異なります。
- ・宿泊を伴わない行事では1日の参加者20人以上の掛金から加入できます。
- ・宿泊を伴わない行事では細菌性食中毒による傷害は補償対象外となります。
- ・行事保険の手続きは、原則行事開催日の2週間前までに完了してください。

※3の安城市ふれあい補償制度について

・安城市内を拠点とした活動であって、当会ボランティアセンターに団体登録をされたボランティア活動が自動的に対象となりますが、登録申請書に事前に記入されたボランティア活動及び、ボランティア活動事前報告書を提出した活動のみが補償対象になります。

- ・活動内容によっては補償対象とならない場合もあります。

◇ 補償金額

	保険の種類		傷害事故				賠償事故
			死亡	後遺障害	入院	通院	賠償責任 (対人・対物)
1	ボランティア活動保険 (基本・天災 プラン共通)	Aプラン	1,100万円	1,100万円	6,500円	4,500円	5億円
		Bプラン	1,500万円	1,500万円	7,500円	5,000円	
		Cプラン	2,000万円	2,000万円	8,000円	5,500円	
2	ボランティア行事用保険		550万円	550万円	3,500円	2,200円	対人:1名1事故 2億円 対物: 1事故1,000万円
3	安城市ふれあい補償制度		300万円	300万円	2,000円	1,000円	5億円

※賠償事故の補償金額は、限度額です。

※活動場所への通常の往復途上の事故も、補償の対象となります。

※補償対象となるボランティア活動は、ボランティア登録申請書に記載されている活動に限ります。

(そのため、新しい活動を始めた場合など、活動内容に変更があった場合は随時ご連絡ください。)

◇ 補償の対象となる事故 (例)

①傷害事故……ボランティアがボランティア活動中の急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。



(1) ボランティア活動中に、転んでケガをした。



(2) ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあった。



(3) 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になった。

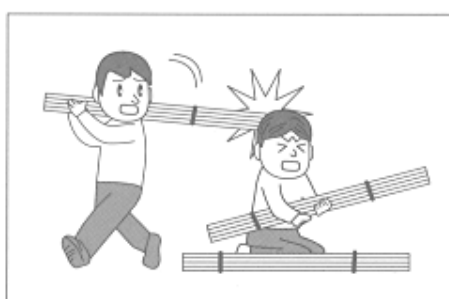
②賠償事故……ボランティアがボランティア活動中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



(1) ボランティア活動中、誤って他人にケガをさせた。



(2) 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤ってガラスを割った。



(3) ボランティア活動での後片付け中、誤って他人にケガをさせた。

活動中に事故が起きた場合や、保険に関するお問い合わせは・・・

安城市社会福祉協議会 事業係までご連絡ください。(Tel 0566-77-2941)